

地域包括ケア病棟のご案内

従来、症状が安定すると、すぐに退院していただいております。しかし、まだ退院後の生活に自信が持てなかったり、ご家族がその後の療養を心配される患者さんもおられます。

そこで、自宅や施設に戻る予定の患者さんに、もう少し入院治療を続けていただき、症状の改善や軽快を支援するための病棟として「地域包括ケア病棟」を開設し、運用しています。

在宅復帰をスムーズに行うために「在宅復帰支援計画」に基づいて、医師や看護師、病棟専従の理学療法士、薬剤師、栄養士、医療ソーシャルワーカーが、患者さん・ご家族と協力し、退院に向けた支援や退院後のケアについてサポートいたします。

【利用手順と対象】

地域包括ケア病棟をご使用の際は、一般病棟に入院の後、関係する部門で検討し、主治医の判断をもって、患者さん・ご家族へ提案をさせていただきます。また、自宅や施設で療養していたが病状の変化に伴い軽度な治療が必要になった方、他の病院に入院中であったが継続したりハビリが必要な方、自宅で療養していたが介護するご家族等の都合により短期入院が必要になった方（レスパイト入院）も**主治医の判断**をもってご入院の提案をさせていただきます。

尚、地域包括ケア病棟に入院中に病状が変化し、主治医が集中的な治療が必要と判断した場合には、急性期病棟に移動していただくこともあります。

在宅あるいは介護施設に復帰予定の方で、主に次のような患者さんが対象になります。

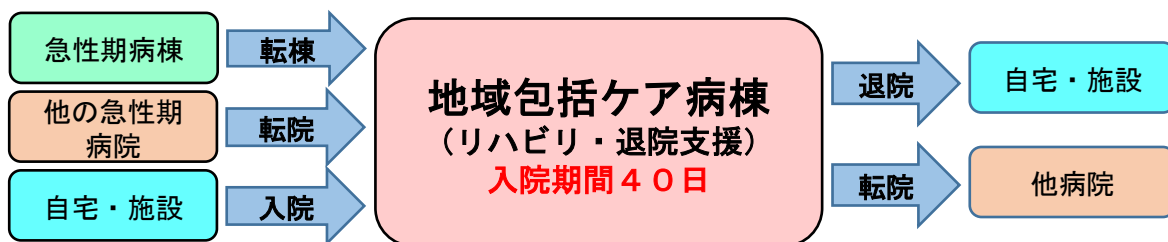
- ①急性期から継続したりハビリが必要な方
- ②入院治療により病状は改善したが、当院にてもう少し経過観察が必要な方
- ③日常生活に不安を感じ、様子を見ながらご自宅へ帰る準備を進めたい方
- ④自宅で療養していたが介護するご家族等の都合により短期入院が必要になった方（レスパイト入院）



【入院期間】

地域包括ケア病棟での入院期間は保険診療上、**40日**です（やむえない場合、最長60日までです）。病状が安定しましたら、ご自宅・施設への退院となります。

入院期間が40日を超えることが予想される場合は、院内の急性期病棟もしくは他病院、他施設での治療や療養に移行する場合があります。



【入院費用】

地域包括ケア病棟に入院された場合、入院費の計算方法が急性期病棟と異なり、「地域包括ケア病棟入院料2」を算定いたします。1日当たりの定額制で、リハビリテーション・投薬料・注射料・簡単な処置料・検査料・入院基本料・画像診断料などの費用全てが含まれます（一部除外となる診療があります）。高額医療費制度により、ひと月当たりの医療費上限は所得に応じて決められておりますので、ご本人の負担額は急性期病棟とほぼ変わりません。



独立行政法人 国立病院機構
大分医療センター

〒870-0263 大分県大分市横田二丁目11番45号
（代表）TEL 097-593-1111 FAX 097-593-3106
（地域医療連携室直通） TEL 097-593-1112